

第1回 南丹市権利擁護・成年後見センター
運営委員会
議 事 録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

(南丹市福祉保健部福祉相談課)

令和6年度第1回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

開催年月日 令和6年6月5日(水) 午後2時00分
開催場所 南丹市役所中央庁舎 2階 防災会議室
委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 6名

(2) 出席者数 6名

(3) 出席委員(敬称略)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 めぐみ	京都弁護士会	縁法律事務所
副委員長	上田 浩平	成年後見センター・ リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所
委員	川上 真知子	京都社会福祉士会	社会福祉共同事務所 あおぞら
委員	榎原 克幸	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 常務理事(事務局長)
委員	若井 淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課長
委員	船越 由美	学識経験者	京都中部総合医療センター 地域医療連携室

(4) オブザーバー（敬称略）

氏名	備考
田村 仁宏	京都家庭裁判所 後見センター 主任書記官
山口 優	京都地方・家庭裁判所園部支部 庶務課長兼主任書記官
今井 昭二	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター 社会福祉士
村上 綾香	京都府社会福祉協議会 福祉部 生活支援課 主事

(5) 事務局

福祉保健部 西岡次長

福祉相談課 岩間課長、林相談支援員

1 開会

【司会】

ただ今から令和6年度 第1回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会を開会させていただきます。

本日は、全委員ご出席いただいておりますので、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条第2項の規程により本委員会が成立していることを報告いたします。

2 委嘱状交付

【司会】

令和6年3月31日の運営委員会委員の任期満了により、令和6年度から2年間、新たな任期で委員の就任を依頼したところ、5名の委員に引き続き就任いただきまして、ありがとうございます。また、A委員には今年度より委員に就任いただきまして、ありがとうございます。

はじめに委嘱状の交付をさせていただきます。

【次長】

委嘱状。南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会委員に委嘱します。任期は令和8年3月31日までとします。令和6年4月1日。南丹市長 西村 良平。

【司会】

委員の皆様には、令和8年3月31日までの2年間の任期でお世話になります。

3 市長あいさつ

【司会】

本日は、市長代理として福祉保健部次長よりあいさつ申し上げます。

【次長】

本日はお忙しい中、令和6年度、第1回南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会に、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本来、市長がこの場にこさせていただき、ごあいさつなりお礼なりさせていただくところですが、あいにく本日は、南丹市議会6月定例会と重なりまして、出席が叶いませんでした。大変僭越ではございますが、私の方からごあいさつさせていただきたいと思っております。

皆様方におかれましては、平素は、南丹市の福祉行政に格別のご支援を賜っておりますこと、大変感謝する次第でございます。

この度、委員の任期満了に伴いまして、各所属団体に運営委員会委員の推薦をお願いいたしましたところ、6名の皆様に就任のご承諾をいただきまして、今、委嘱状を交付させていただいたところでございます。委員の皆様には、任期2年間、大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

南丹市では、認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でなくなった方が、必要な時に成年後見制度を円滑に利用できるような成年後見制度の普及啓発と利用促進を進めているところです。令和2年4月に、南丹市権利擁護・成年後見センターを設置し、現在に至るまで各関係団体の皆様方のご支援、ご協力をいただきながら体制整備に努めて参りました。

引き続き運営委員会では、センターの運営に関することはもとより、中核機関として南丹市の成年後見制度の利用促進につきましても、委員の皆様から、様々な視点でご意見いただければ幸いです。

皆様方には、今後より一層のご協力をお願い申し上げまして、どうぞ2年間お世話になりますけれどもよろしくお願ひいたします。

4 委員長・副委員長の選任について

【司会】

今回は、任期初めての運営委員会であり、委員長が決定するまでの間、事務局で進行を努めます。

それでは改めまして、委員長・副委員長の選出につきましては、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第 12 条で、「委員の互選による」こととなっております。どのようにさせていただいたらよろしいか、お諮りいたします。

【C 委員】

事務局一任。

【司会】

事務局一任という声をいただきましたので、事務局から提案をさせていただきます。委員長は B 委員、副委員長は D 委員にお願いしたいと存じますが、異議はございませんか。

【委員】

異議なし

【司会】

異議なしの声をいただきましたので、委員長を B 委員に、副委員長を D 委員にお世話になります。

5 委員長あいさつ

【委員長】

後見制度が大きく変わる話を国でして、何年後になるか分かりませんが、大きな改正になると思います。いろんな法律を変えないといけないので、すぐには難しいと思いますが、そういった方向で国は話をしています、関係団体から色々話を聞いている状況だそうです。後見制度も変わっていつているので、より良い方向に進んでいくように頑張ろうと思います。

【司会】

議事につきましては、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第 13 条の規定により、委員長に議長をお世話になります。

6 議事

(1) 報告事項

①令和 5 年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告について

【委員長】

円滑な議事が進行できますように、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

令和 5 年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告について事務局からお願ひしま

す。

【事務局】

資料1をご覧ください。

令和5年度は、3つの項目を重点項目として取組ましたので、こちらを中心に事業報告も進めたいと思います。

1. 成年後見制度の普及・啓発

・成年後見制度への理解を深めるため、市民、支援者に向けて広報・啓発を実施する。

資料1、6ページ、7ページの広報・啓発にあるようにホームページの見直し、市役所の各支所や社会福祉協議会の各支所、美山診療所などにセンターの案内チラシや、パンフレット設置などを実施。

3ページの相談経路にもあるように、新規相談の30%近くがこれらの媒体を経由しての相談である点からも一定の成果が出ていると考えています。

8ページにあるように、民生委員さんを対象とした出前講座を実施することで、地域で市民に近い位置で関わっている民生委員さんへの成年後見制度の理解が深まるような取組を実施。

・制度の利用を必要とする人が円滑に利用できるよう、相談及び支援に取り組む。

資料1、3ページの相談経路にあるように、制度を必要とする人と直接関わっている支援者と、市役所の他の課からの連携が70%あるので、必要とする方とセンターを繋ぐ連携体制は一定あるかと思っておりますので、新規相談数を増やしていれば益々必要とする方に届くのではと考えています。相談や支援の体制は整ってきており、1ページの相談件数や、5ページの申立て支援にあるように、昨年度まではほとんどなかった、親族申立てが4件ある点からも相談に繋がれば必要な支援が提供できているのではと考えています。

・専門相談・相談窓口の周知を図る。

資料1、4ページにあるように、昨年度は12回中7回、弁護士、司法書士による専門相談を開催しています。この回数が多いか少ないかは、他市にあまり南丹市のようなやり方の専門相談を設けているところが少ないこともあり判断が難しいですが、このような相談ができる場所が南丹市にあることは意義があることだと考えています。他市と南丹市で大きく違う点は南丹市では、センターの相談支援員として、後見に関して社会福祉士の専門相談に対応できる人材を配置している点があります。他市では、センター職員が一般相談で対応する初期相談を、南丹市では専門職として成年後見にも関わっている支援員が行える点や、他市では専門相談で対応するような市民後見人からの相談にも支援員で対応出来る点は大きいと考えます。

2. 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

- ・南丹市が目指す権利擁護ネットワークの在り方について、関係機関と協議を行い、運営委員会の助言を経て方向性を定める。

令和5年度は運営委員会で協議できませんでしたが、資料1、8ページにあるような関係機関等との連携を図りながら、センター内では協議を続けて、南丹市の考える地域連携ネットワークの形に関して、今年度は運営委員会で委員の皆さまの助言をいただき形にしていきたいと考えています。

3. 制度の担い手の育成

- ・市民後見人の活動に対して支援を行う。

資料1、7ページにあるように、実際に受任している市民後見人への支援は他市に比べてもかなり手厚くおこなっているかと思えます。支援内容は毎回、運営委員会でも報告しており重点的に取り組んでいます。

- ・市民後見人及び候補者に対して、制度の担い手としてモチベーション維持・質の担保を目的として研修を実施する。

資料1、7ページにあるように、フォローアップ研修を実施しております。ただ現在の担い手の高齢化の問題もあり、新規の担い手をどうするのかは、今年度も考えていかなければならない課題です。

こういった点を重点項目として令和5年度は取り組みをしており報告いたします。最後に市長申立と、報酬助成に関するところを報告させていただきたいと思えます。

資料1、4ページ 市長申立の報告。

令和5年度は1件ですが、これは令和4年度からの事務継続ケースになりますので、実質0件でした。相談は何件かありましたが、後見以外の類型で他の方法で申立てに繋がっているケースや、5ページの申立て内訳にもありますが、後見類型ですが、親族が申立てに協力してくれ、それをセンターが支援する形が令和5年度は4件あった点も、市長申立てが無かったことと関係があるかと考えていますので、一概に市長申立が少ない、イコール後見制度が必要な方に制度が届いていないとは考えてはおりませんが、まだまだ掘り起こせていないニーズはあるとは考えています。

資料1、6ページ 報酬助成の報告。

毎年報酬助成の利用者は右肩上がりが増えており、令和5年度は件数は昨年度より7件多い29件、助成金額合計が678万8千円と前年度比124.2%になっております。今年度もおそらく前年を上回ることが予想されます。

②ケース報告

【委員長】

ケース報告につきまして事務局から報告をお願いします。

【事務局】

資料2をご覧ください。

新規相談のケース報告させていただきます。新規相談は、ケース1番から4番までの4ケースになります。

○新規相談ケース報告

≪個人情報につき議事録非公開≫

新規相談ケースの状況

- ・入院中の者 1件
- ・在宅の者 2件
- ・施設入所中の者 1件

○令和5年度のケース相談のその後の報告

≪個人情報につき議事録非公開≫

- ・施設入所中の者の後見活動についての報告
- ・入院中の者の後見申立てについての報告

③市民後見人について

【委員長】

市民後見人支援について、市民後見活動報告と、市民後見人受任ケース相談報告と、成年後見賠償責任保険市民後見用の方の終了時期について、説明をお願いします。

【事務局】

市民後見人2ケースに関しての活動報告を、センターの支援体制も含めて報告させていただきます。

資料3をご覧ください。

○市民後見人、Aさんのケース報告。受任形態は、単独受任で、類型は後見。

≪個人情報につき議事録非公開≫

○市民後見人、Bさんのケース報告。受任形態は単独受任で、類型は保佐。

≪個人情報につき議事録非公開≫

○市民後見人受任ケース相談報告。

《個人情報につき議事録非公開》

○成年後見賠償責任保険の市民後見人の賠償保険の終了時期について。

市民後見人の賠償保険はケースではなく、市民後見人に保険が付くタイプになり、保険に加入している期間のみが保障の対象になります。

被後見人が亡くなったケースでは、保険もどこかで解約する必要があり、どのタイミングで保険を解約するのが妥当なのか、助言いただけたらと思います。

【B 委員】

引き継ぎが終われば死後事務は終了するが、紛争性が高い事案では、後で訴えられる可能性もゼロではないが、可能性は低い。

【D 委員】

死後に相続人同士が紛争したケースはありましたが、死後事務で訴えられた経験はありません。

【B 委員】

不適切な事案で本人に損害を与え裁判になった事案は聞いたことがありますが、市が支援している市民後見人ケースでは、訴える人はまずいないと思います。遺産分割で揉めて、引き継ぎ後に、親族間で調停をやる人はいますが、後見人を訴えることはあまり考えられないと思います。基本的に亡くなって引き継ぎが終わったら、保険は解約してもよさそうには思います。訴えられても、適正にやっていた報告書や証拠の資料があるので何も怖くないので。

【A 委員】

これまでそのようなトラブルがあったこともないので、引き継ぎ終わった段階で保険を終了しても、別に怖いことはないと考えます。

【オブザーバー：G】

いつ、訴えられるのかは予見のしようがなく、仮に時効があってもそれを超えて訴えてくる人もいるので、それに対応するためにいつまでも保険を付けるのは、どうなのかとは思いました。

【事務局】

助言を参考に、保険の解約時期は検討します。

④令和6年度 市民後見人フォローアップ研修（前期）について

【委員長】

令和6年度市民後見人のフォローアップ研修について事務局からお願いします。

【事務局】

資料4をご覧ください。

前回の協議内容を踏まえて、資料4の内容で、前期フォローアップ研修を実施することになりましたので、報告させていただきます。

フォローアップ研修の目的としては、南丹市市民後見人名簿登録者のモチベーションや知識の維持向上、そして受任する市民後見人のスキルの向上を目的として実施しております。

対象の方は、南丹市の市民後見人候補者名簿登録者12名になり市民後見の受任者も含まれます。昨年度までは名簿登録者13名でしたが、1名更新を希望されませんでしたので、話をお伺いして名簿登録を抹消させていただいたので、今年度の名簿登録者は12名になっています。

今回は映像も使いながら飽きのこない研修を計画しています。内容は、成年後見人としてご本人の意思決定支援を支えるとして、厚生労働省の意思決定支援研修を活用したいと思います。初の試みの研修なので、資料のようなタイムスケジュールで予定をしております。

(2) 協議事項

①令和6年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）について

【委員長】

令和6年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料5をご覧ください。

前回の運営委員会での助言を参考に改めて議題に上げております。

○運営方針

成年後見制度利用促進基本計画に即して、判断能力に不安がある高齢者や障害をお持ちの方が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるように、判断能力に不安がある方を、法律面、生活面で支援する、成年後見制度の利用促進に取り組み、関係機関と連携し、権利擁護推進のネットワークづくりを進める。

こちらは令和5年度の運営方針から大きな変化はありませんが、地域福祉計画に包含して成年後見制度の利用促進基本計画を策定していますので、それに即してセンターも運営していくこと記載しています。

○事業内容

成年後見制度に関する相談及び利用支援、成年後見制度に関する広報及び啓発、市民後見人の養成及び活動支援、市民後見人候補者の登録及び受任調整、市長申立てに関する業務、成年後見制度に関する関係機関等との連携、その他、センター運営に関し必要な事業。

こちらは令和5年度と全く同じもので、引き続きこれらの項目を取り組みたいと思っています。

○重点目標

1. 成年後見制度の普及・啓発

- ・成年後見制度の理解を深めるため、市民、支援者に向けて広報啓発を実施する。

こちらはホームページや出前講座、市の広報をより充実させたいと思っています。

- ・制度の利用を必要とする人が円滑に利用できるよう、相談及び支援に取り組む。

引き続き丁寧な相談対応であったり、普段からの支援者との顔の見える関係と連携で早期から繋がれるようにというところで、地域のネットワーク会議などにセンターも参加させていただきます。

- ・専門相談、相談窓口の周知を図る。

他課や支援者等からの案内が増えているところもありますので、引き続き周知を図っていききたいと思います。

2. 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

- ・成年後見制度利用促進基本計画に即した権利擁護支援ネットワークのあり方について、関係機関と協議を行い、運営委員会の助言を経て方向性を定める。

令和5年度同様、どのようなネットワーク体制が望ましいのか、協議会の設置に向けた具体的な協議を、委員の皆様の助言を経て進めていきたいと思っています。

3. 制度の担い手の育成

- ・市民後見人の活動に関しての支援を行う。
- ・市民後見人及び候補者に対して制度の担い手として、モチベーション維持、質の担保を目的として研修を実施する。
- ・地域共生社会の実現の観点からも市民後見人養成について、運営委員会の助言を経て方向性を検討する。

最後の項目は前回の運営委員会の助言を参考に追加させていただきました。今後の南丹市の専門職以外の成年後見人の担い手の養成に関して、市民後見人や市民後見人に限らず、権利擁護の担い手の養成を、地域共生社会の観点からも検討していければと思います、重点目標に追加しています。

4. 本人の意思決定支援、身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

- ・後見人等の受任調整時や後見人等からの要望により、本人の意思を尊重した後見活動を支援するための権利擁護支援チームの形成が支援できるような体制の構築に取り組む。

センターが関わるケースでも、複合的、多層的な問題があるケースが増えてきています。ケースによっては第二期成年後見利用促進基本計画にある、権利擁護支援をおこなう3つの場面。①権利擁護支援の検討に関する場面、②成年後見制度利用までの場面、③成年後見制度利用開始に関する場面。それぞれの場面でセンターも関わることもありますので、本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動を支援する体制をさらに整えていけるように委員の皆様の力を借りながら取組めればと考えています。

【委員長】

この事業計画案を承認するかどうか、決をとりたいと思います。

令和6年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画について承認される方は挙手をお願いします。

委員全員「挙手」

委員全員が承認ということで、事業計画については承認されました。

②協議会について

【委員長】

協議会について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料6をご覧ください。

南丹市で考えていきたい協議会であったり、地域連携ネットワークの形について、説明をさせていただきたいと思います。

南丹市で作っていききたい地域連携ネットワークは、運営委員会でも過去に何度か皆様の助言もいただき、地域課題の共有であったり、情報交換等が、委嘱の縛りもなく、必要な機関が自由に参画できるネットワークを作れたらという話もいただいたかと思います。地域連携ネットワークの構築には、協議会であったり、権利擁護支援チームの仕組みも考えていかなければいけないと思っております。南丹市は、中核機関は設置済みなので、成年後見制度利用促進基本計画に即したような協議会や支援チームの形ができれば、ネットワークも構築されていくと考えております。

協議会ですが、成年後見センターの運営委員会を基幹の会議として協議会が形成できた

らと考えております。協議会の設置目的は必要な機関が自由に参加できる場の設置というところもあります。この中では地域の権利擁護に関する課題が共有できたり、権利擁護に関する情報交換であったり、権利擁護支援チームの土台の形成などが図れたらと考えています。

権利擁護支援チームは、専門職団体や当事者団体などを含むような関係機関、団体が連携体制を強化して、これらの機関や団体による自発的な協力が進められる協議会が構成できたら、おのずと進んでいくと考えます。成年後見制度に限定することなく、権利擁護支援チームの土台が形成できたらいいのと、法律や福祉の専門職、関係機関の支援、そういったところが適切にできるような協議の場が必要と考えております。

事務局は中核機関である、センターが担うところになっています。協議会に参加していただきたい団体として、運営委員会に参画していただいている委員の皆様であったり、オブザーバーの皆様とかと思っています。南丹市では権利擁護に関わる4つのセンター、社会福祉協議会の生活相談センターであったり、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護・成年後見センターもあるので、こういったセンターも参画していけたらと考えております。地域の当事者等としては、市民後見人の候補者であったり、法人後見の支援員の登録者の方であったり、当事者団体であったり、あとは民生委員さんや金融機関とか、そういったところも入っていただけたらなと思っています。地域の資源としては、医療の関係者であったり福祉の関係者にも入っていただけたらという中で、ネットワークのイメージ図を挙げています。

協議会ですが、まずは1回やってみたいところで、運営委員会の後に開催できたらと思っています。今年度は年4回運営委員会の予定があり、そのうち1回を運営委員会をなるべく短くして、協議会を開催できればと考えています。本日協議していただく青写真の部分でもありますので、委員の皆様や、こちらはオブザーバー参加の皆様方からも、助言いただけたらと思います。

【B 委員】

地域福祉計画推進委員会とは別になるのでしょうか。

【事務局】

他の市町では、運営委員会のメンバーと、地域福祉計画の推進メンバーと一緒にされているところもありますが、具体的な話にならず、自己紹介やあいさつ程度で終わってしまったと言われていました。

この運営委員会でケース報告とか、情報交換だけさせてもらって、後半1時間ぐらいを、できたら具体的な事例があった方がいいなら例えば、困ったケースがあるなら出してもらい、皆さんから意見をいただくとか、金融機関にも入ってもらいお互い情報を共有できれば、当事者さんとか、市民後見人さんが実際活動する中での話もありかと思っておりますので、今年度

1回できたらと考えています。

【オブザーバー：H】

他の市町がどうしているかの形で、南丹市の参考になればと思います。

銀行等は、多くの市町で協議会の場に呼ばれることが非常に多くなっています。どの位置付けで入ってもらうのかは、どういう議論をするのかによって、個人情報の問題もあるので、どういう形の協議会をするのかを明確にしながら、開催された方がいいのかも知れません。

協議会は決定機関ではない形で位置付けられる場合がほとんどなので、事案についての意見交換の場として位置付けをされたらいいのかと思います。地域福祉計画との位置付けでやっているところもいくつかありますが、他の委員の方々が兼務されたり、どうしても形式的になりがちです。だからこそ何を議論するのか明確にし、事例とか、この場合にどう考えるんだとか、問題定義をそれぞれの立場から議論することは、他の市町の協議会でやっています。

【F 委員】

目的を明確にしておくのは大事だと思います。目的がぼやけてしまうと、それぞれ違う目的を持って参加しているので、そこを一緒にするのは難しいことと思います。参加していただく皆さんに共通認識してもらった上で、それぞれの立場で持ち帰れるものがあるような協議の場所になったらと思います。

【C 委員】

この協議会は、先に枠組みや定員を決めるよりは、こじんまりと始めて、必要な人に参画してもらえよう広げていく方が実質的な意見交換ができるのではと思いました。支援チームも構想があるので、支援チームのプラットフォーム的な位置付けになるかと思っています。権利擁護という後見よりも更に広い範囲になるので、協議会の中で出た意見とかが、支援チームに生かされたり、或いは、チームの間隙であったり、制度の間隙も協議の場になればいいと思っています。形を整えても形骸化してしまう方が、かえって良くないので、実質的なところから始めていくのがいいと感じました。

【事務局】

まずは1回やってみて、そこからまた修正していけばいいのかと思いますので、本日の助言を参考に事務局で協議して、次回の運営委員会で報告して進められたらと思います。

③令和6年度 支援者向け研修会（案）について

【委員長】

続きまして、令和6年度支援者向け研修会について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料の 7 をご覧ください。

前回の運営委員会で、ニーズ調査が大事ということ、どこを向いた研修をしていくのかの助言をいただいたかと思います。今回それを元に案を考えてきましたので協議をお願いしたいと思います。ニーズ調査に関しては、令和 3 年 11 月末に実施していました地域福祉計画の中の成年後見の促進計画のアンケート結果を参考にさせていただいています。

研修目的としては、成年後見の申し立てや後見人と関わってる福祉関係者や医療関係者、行政関係者の方に対して、成年後見制度の普及・啓発を目的とするところになっています。

研修のねらいは、成年後見制度がどのような制度かを知ってもらうことで支援者の成年後見制度への理解を深めるとしております。アンケート調査でも 5 割弱の事業所の方で成年後見制度を学ぶ機会がなく、成年後見制度の基礎の部分知らない可能性があるのではないかと見えております。成年後見制度で出来ること、出来ないことを知ってもらうことで成年後見制度を正しく知ってもらう。支援者の中には成年後見人の業務として身元保証をしようと思っている方が半数以上いたり、医療行為の同意も 3 割以上が思っておられるところもありますので挙げております。

研修内容はあくまで案になります。講師として三士会の先生方や家庭裁判所書記官の方にお世話になるような講習はどうかなというところです。南丹市の権利擁護支援の体制としまして、社協や後見センターから話せたらというところです。詰め込み過ぎなところもあり修正も必要ですが、まずは案を書かせていただきました。できたら講師の先生方には、南丹市のことをよく知っている運営委員の方をお願いできればと思っておりますのでその辺も踏まえてご意見いただけたらなと思います。

【B 委員】

支援者は、申立て費用とか手続きを気にされるので、法テラスがどういった場合に使えるとか、法テラスを利用した申立てを知らない人も多いかと思っておりますので、そういった説明もできたらいいと思います。

【オブザーバー：H】

任意後見のことについては、例えば公証人役場から講師を呼べば簡潔に分かりやすく話してくれるので、ぜひ検討されてはどうかと思います。

【F 委員】

全部必要とは思いますが、申立て費用のことは一番皆さんが、気にしているので、法テラスはどこかで触れてもいいかと思っております。任意後見も確かにそうなんですが、来年度なんか

にしてもいいと思います。

【D 委員】

申立ては、弁護士か司法書士を法テラスを上手く使えば、申立ての費用面の心配はないことを伝えられればいいと思います。

【F 委員】

講師が細かく分かれていますので、誰がどこまで話すかの分担が必要だとは思いますが。法テラス制度の話は、弁護士、司法書士は知っている話なので、最初に持ってくるのか、申立て費用面の話 最後に持っていくかとか、検討の余地があると思いました。

【E 委員】

本人情報シートを書いた経験がないので、自分が研修を受ける立場として聞くならば、書く演習よりかは、書き方を聞いて、次の段階の研修のときに、作成した方が嬉しいかと思えます。

【事務局】

予定としては、10月で調整させてもらいたいと思います。皆様方のご意見、ご協力もいただけるので、次回の運営委員会でも具体的なども詰めて報告をさせていただきます。

(3) 情報交換

【委員長】

情報交換に移ります。委員、オブザーバーの皆様から情報交換等何か一言あればお願いしたいと思います。

委員、オブザーバーより下記の内容に関する情報交換等があった。

- 京都府の市町村の中核機関設置について
- 京都府社会福祉協議会の法人後見モデル事業について
- 法人後見について
- 中核機関の候補者マッチング機能について

【委員長】

それでは、本日の協議を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。司会を事務局にお返しします。

7 閉会

【司会】

ありがとうございました。本日は令和5年度の事業報告、また、令和6年度の事業計画の中で特に兼ねてからの取り組みである協議会や、研修会についても案ということで、協議いただきました。皆様方から貴重な意見をいただきましたので、また次回運営委員会に活かしていきたいと思っています。次回、第2回の運営委員会につきましては、9月頃を予定しておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは閉会にあたりまして、副委員長よりごあいさつをお願いいたします。

【副委員長】

令和6年度の第1回運営委員会、皆様お疲れ様でした。本日は議題が多かったですけど、次回9月の委員会のころには、この資料7の研修会も直前の時期になっておりますので、センターで何か大きな対外的な事業をするのは初めてですので、前向きに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【司会】

以上をもちまして第1回、南丹市権利擁護・成年後見センターの運営委員会を閉会させていただきます。